

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第四十三号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第六号中「第八条第二項第十五号」を「第八条第二項第十七号」に改める。

第八十三条第二項中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。